

中間前金払制度の導入について

(平成27年4月1日施行)

広陵町においては、建設工事の前金払について、これまで300万円を限度とし契約金額の4割の範囲内においてできるものとしていましたが、地域の建設業を取り巻く経営環境が厳しい中で、資金繰りの改善や工事の適正な施工の確保、建設業の健全な発展を図るため、平成27年4月1日から中間前金払制度を導入します。

1 中間前金払制度の概要

一定の要件を満たす場合、当初の前金払（4割）に加えて、さらに2割を超えない範囲で前金払（中間前金払）をすることができる制度。

2 対象となる工事

請負代金の額が300万円以上の工事で、既に4割以内の前金払がなされている工事。

3 中間前払金の使用等

中間前払金の充当範囲は、中間前金払制度に係る取扱要領第3条に規定されている前払金の充当範囲と同じとする。

4 中間前金払の認定要件

次のいずれにも該当すること。

- 1) 工期の2分の1を経過していること。
- 2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

5 中間前金払の割合

請負代金の額の2割以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金の額の6割を超えてはならないものとする。

6 中間前金払に係る手続の流れ

①認定請求

受注者は、発注者に対して、中間前金払認定請求書（様式第1号）、工事履行報告書（様式第2号）の、計2枚を提出し、認定請求を行う。

②認定調査

発注者は、認定請求に基づき、認定要件に合致しているかについて調査を行う。
（原則として、「工事履行報告書（様式第2号）」による書面確認で足りるものとする。）

③認定調書の交付

発注者は、中間前金払認定請求書（様式第1号）を受け付けた日から原則7日以内に中間前金払認定書（様式第3号）を受注者に交付する。

④中間前払金の申請

受注者は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社から中間前払保証証書の発行を受けた後、公共工事請負中間前金払申請書（様式第4号）に当該保証証書を添えて発注者に請求する。

⑤中間前払金の支出

発注者は請求を受けた日から原則14日以内に支払う。